

岡山県計量法関係手数料

3 特定計量器の検定(経過型式承認外)

R8.4.1

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 施行令附則第9条第3項第1号又は附則別表第4第2号に掲げる非自動はかり		
(1) 施行令附則第9条第3項第1号又は附則別表第4第2号ロに掲げるもの	1,030円	<u>1,090円</u>
(2) 施行令附則別表第4第2号イ(1)又はハ(1)に掲げるもの		
ひょう量が200kg以下のもの	560円	<u>590円</u>
ひょう量が500kg以下のもの	960円	<u>1,020円</u>
ひょう量が1トン以下のもの	1,690円	<u>1,780円</u>
ひょう量が2トン以下のもの	2,850円	<u>3,010円</u>
ひょう量が5トン以下のもの	6,640円	<u>7,030円</u>
ひょう量が10トン以下のもの	8,510円	<u>8,990円</u>
ひょう量が20トン以下のもの	12,640円	<u>13,340円</u>
ひょう量が30トン以下のもの	15,810円	<u>16,660円</u>
ひょう量が40トン以下のもの	20,620円	<u>21,670円</u>
ひょう量が50トン以下のもの	23,110円	<u>24,260円</u>
ひょう量が50トンを超えるもの		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 23,110円に、ひょう量10トンまでを増すごとに23,110円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 24,260円に、ひょう量10トンまでを増すごとに24,260円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額 </div> </div>		
(3) 施行令附則別表第4第2号イ(2)に掲げるもの		
ひょう量が10kg以下のもの	120円	<u>130円</u>
ひょう量が10kgを超えるもの	210円	<u>220円</u>
(4) 施行令附則別表第4第2号ハ(2)に掲げるもの	970円	<u>1,030円</u>
2 施行令附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター		
(1) 積算式ガソリン量器		
① 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの	1,680円	<u>1,770円</u>
② 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの	2,200円	<u>2,330円</u>
(2) (1) に掲げるもの以外のもの		
① 口径が30mm以下のもの	2,740円	<u>2,900円</u>
② 口径が30mmを超えるもの	3,580円	<u>3,780円</u>
3 施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター	6,640円	<u>7,030円</u>
4 施行令附則第9条第2項第5号に掲げるアネロイド型圧力計		
(1) 計ることができる最大の圧力が50MPa以下のもの	90円	90円
(2) 計ることができる最大の圧力が100MPa以下のもの	490円	<u>520円</u>